平成26年の主な税制改正

軽自動車税

平成27年度から車両の車種および新車登録日により、次のとおり軽自動車税が改正されます。

※原動機付自転車、小型特殊自動車、2輪車等

車種区分			平成26年度まで	平成27年度以降
原動機付自転車		排気量50cc以下	1,000円	2,000円
		排気量50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
		排気量90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
ミニカー（50cc以下）			2,500円	3,700円
2輪の軽自動車（排気量125cc超250cc以下）			2,400円	3,600円
2輪の小型自動車（排気量250cc超）			4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕用	2輪のもの	1,600円	2,400円
		4輪またはキャタピラのもの（排気量1,000cc以下）	2,400円	
		4輪またはキャタピラのもの（排気量1,000cc超）	3,100円	
	その他のもの（フォークリフト等）		4,700円	5,900円

※3輪・4輪の軽自動車

1. 平成27年4月1日以降に新規登録された軽自動車について新しい税額が適用されます。
2. 平成27年3月31日までに登録された軽自動車については、現行の税額となります。
3. 新規登録から13年以上経過した3輪・4輪の軽自動車については、平成28年度より重課税となり税額が変更されます。（平成28年度から重課税が適用されるのは、平成14年12月までに新規登録された車両となります。）

車種区分			平成27年3月31日までに登録された車両	平成27年4月1日以降に新規登録した車両	新規登録から13年を超えた車両（平成28年度より）
3輪			3,100円	3,900円	4,600円
4輪	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

軽自動車税は、その年度の4月1日現在の所有者に課税されます。4月2日以降に廃車・名義変更された場合でも1年分の軽自動車税が課税されますのでご注意ください。

所得税・市県民税

株式等に係る配当・譲渡所得が一部改正されました

○非課税口座内の小額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税制度（ＮＩＳＡ）が、平成26年1月1日より施行されました。

・居住者等が非課税口座に非課税管理勘定を設けた日から、同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの期間（以下「非課税期間」という）内に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等については、所得税を課さない。

・居住者等が、非課税期間内に金融商品取引業者等へ売委託等による譲渡をした場合における、その譲渡に係る非課税口座内上場株式等の譲渡所得等については、所得税を課さない。

○上場株式等の譲渡所得等および配当所得に係る10％軽減税率の特例措置が廃止され、平成26年1月1日以降は本則税率の20％（所得税15％、住民税5％）が適用されます。

※平成25年から平成49年までの間に生ずる所得については復興特別所得税が併せて課税されます。

記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されました

○平成26年1月から事業所得等を有する白色申告のすべての方が、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

※所得税の申告が必要ない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

帳簿書類の保存期間

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5年